

議長

農業委員現在数14名、まだ森谷さんが来ていませんが、今のところ出席13名、よって、会議は成立いたします。

これより令和4年度第11回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第13番 鈴木清委員さん、第1番 久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日の日程行事について報告いたします。1月30日西多摩農業委員視察研修ということで、西多摩の各市町村を加藤会長と事務局のほうから瀬川係長が研修視察ということで回っていただきました。青梅の方は新町の榎戸園を見させていただいて、その他、羽村や福生を回った研修でした。2月16日午前中、都市計画審議会の方を市役所の会議室で行いまして、加藤会長の方に審議会の委員として参加をいただきました。同じく2月16日午後、先ほど会長からお話がありました東京都農業委員農業者大会が、ジェイコムホール八王子で加藤会長、小峰職代、川口部会長、川鍋部会長、鈴木部会長、事務局2名で参加してまいりました。2月21日農業振興対策審議会、市役所の会議室で行いまして加藤会長と鈴木部会長にご参加をいただきました。報告は以上になります。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

それでは整理番号1番および2番について、八木委員の説明をお願いします。

委員

議席番号3番 八木です。

整理番号1番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番は、体験農園として貸し出しをしまして今現在は何も植わっておりません。地番は、小麦、白菜、ネギが少し植わってしまして、春以降ジャガイモ、ニンジン、サツマイモ等を作る予定だそうです。きれいに管理していましたが、どの程度、体験農園を有料なので借りられるのかどうかまだ分かりません。通年ですと埋まっていけないようなのですけれども畑としてはきれいになっていました。

整理番号2番について説明いたします。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番は、一団の畑で主に梅が植わっております。その下にミョウガがありました。空いているところは白菜等の残りが植わっております。地番から地番はカンポの宿の東側にありまして、今は菜花とタラの芽が植えてありました。地番と地番は川の淵で駒木町遺跡という縄文時代の遺跡の跡の上にある辺りです。ここもタラの芽が植わってありました。残りは春以降ジャガイモ等を作付けする予定で、今のところ耕している

委員

だけでした。地番と地番はタラの芽がありましたけれども春以降は、ナス、ブロッコリー、サトイモ、スイカなどを作る予定で、どの畑もきれいになっておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年7月23日に亡くなられたため、相続人である さん以下3名が生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたもの

事務局

でございます。

現地調査でございますが、2月13日に石川委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号5番 石川です。

整理番号1番について補足といたしまして、現在ネギとブルーベリーが栽培してあり、空いているところは耕耘がされていてきれいに管理されていきました。私の家の目の前の方なのですが、普段から農業をやっている姿を見ているので問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転・設定）」3件を上程いたします。

なお、整理番号1番は梅田委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、梅田委員さんには退席いただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件を御説明申し上げます。議案第4号を御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の さん、 さんから譲受人の さんへの贈与でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人およ

事務局

び世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール(3,000㎡)以上であることが求められます。本案件について30アールを超えておりますので適用いたしません。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、果樹栽培の計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月14日に影山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 影山です。

委員

今の事務局の説明の通りでございます。

ここの さんの土地には、キウイの木が植えてあり4丁目のことで、なくなってしまうのですが、私は青壮年部の部長をやっている時に さんのキウイを農業祭で販売させていただき大変好評を得て販売するほどだったので、ちょっと残念かなと思いますが さんの説明だとキウイの木を植えなおすと何年もかかってしまうため植えなおすというのは難しいということで個人的に非常に残念だと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 12 名]

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転・設定）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、梅田委員さんには自席に着席をしていただくようお願いします。

議長

それでは残り2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」残り2件を御説明申し上げます。議案第4号を御覧ください。

整理番号2番

こちらは、譲渡人の さん から、譲受人の さん への 売買
でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙2》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件についても、葉菜や根菜を栽培する 計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月15日に高山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

事務局

次に整理番号3番

こちらは、設定人の さん から、被設定人の さん への 使用貸借権の設定でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第4号 別紙3》の調査書を御覧ください。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、2月15日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号2について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 高山です。

この件につきましては事務局の説明の通りでございます。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3について、川鍋委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 川鍋です。

2月15日 社長である さん立会いの下、現地調査を行いました。

現場はゆるい平地になっていまして、私の記憶ですと10年くらい前になると思いますが、耕作されていない土地であったと思われます。そこをゆるやかにして、聞いた話ですと他の業者さんが、その上に太陽光発電のパネルを設置するという話を伺っております。ちょうどその下、榊の生育には直射日光があまりよくないということで、その下で栽培を行うという計画でありました。特に問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転・設定）」残り2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

事務局

整理番号1番、2番については一括しておりますので、まとめて御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による賃借権の設定の申出があり、農業会議が借受希望者を30日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

整理番号1番

利用権の設定を受ける者	住所 氏名
利用権の設定する者	住所 氏名

整理番号2番

利用権の設定を受ける者	住所 氏名
利用権の設定する者	住所 氏名
利用権を設定する土地	地番 畑 面積

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

契約期間は2023年3月1日から2033年2月28日までの10年間です。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

事務局

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、2月14日に影山委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

事務局

次に整理番号3番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第4号 別紙3》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年3月10日から2028年3月9日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙4》の調書の通り要件を満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、2月14日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号4番。

《議案参照。読み上げ》

《議案第3号 別紙5》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2023年3月10日から2026年3月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

こちらについても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第3号 別紙6》の調書の通り、要件を満たしていると考えます。

現地調査につきましては、2月14日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、影山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 影山です。

事務局の説明の通りでございます。一つ追加で質問ですが、現地調査に行ったときに、隣が市民農園を貸している さんのところなのですが一部を さんが借りるという話になっていたのですが、事務局の方ではそれを了承というか確認はとれているのでしょうか。

事務局

審議の話とは別に さんの件について申し上げます。

さんからそういったお話は受けておまして、今後の流れとしましては さんの今回借りる横にある農家開設型市民農園ですけれども、昨年の3月の農業委員会で特定農地貸付法による設定ということで議決をされた場所になります。その特定農地貸付法の議案の中で、農園の面積ですとか区画数ですとか、それに応じた市と農家さんの貸付協約書といったものを農業委員会にかかっていますので、予定ですと来月の農業委員会で農園の面積や区画数を減らして、特定農地貸付法の変更という形で来月議案をかけて農園の面積を減らします。その翌月に

さんの利用権設定をとという2段階で考えています。来月以降手続きを進めていくという予定です。

影山委員

最初に さんから説明を受けたのは個人的に さんの農園の一部をお支払いして借りて使うという話になっていたのですが、それを変えるということですか。

事務局

農家解説型市民農園の規約の中で さんみたいに、そこで利益を上げている方に関しては貸付できないという規定になっていますので通常の利用権設定という形で貸すような形になります。

影山委員

何で今質問したのかというと、個人間のやりとりでたまたま さんがそのようにおっしゃられたので気づいたのですが、そのような、なあなあ感じの、あっちは不動産屋さんじゃないですか。

不動産屋さんには許可をとって借りますという話になっていたのですが、そういうところはきちんと さんに説明しないと今みたいなおかしい話になってしまって市民農園としてと さんはお貸ししたはずなのに、プロの方が 1/3 くらいだと思いますが個人的に借りて農業をやっているというのは問題はないのでしょうか、後でトラブルになったときに私は知らなかったというところまずいですし、担当の地区のことだから、さんは色々やられているから難しいのでしょうかけれども説明してあげないとトラブルになったときに困るかなと思心配したんですけど…

事務局

法令に沿った形で さんと さんそれぞれに適正に調整していますのでその点をご心配いらないです。

議長

ここでは さんの借りる話なので、出来ればこの後に質問していただいた方がいいのかなと思います。

議長

整理番号3番および4番について、森谷委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 1 1 番 森谷です。

2 月 1 4 日に現地調査を行いまして内容につきましては事務局の通りです。

整理番号 3 番については、タマネギを前面に植えていまして、きれいに管理されておりました。春以降はジャガイモを植えるということです。

整理番号 4 番は、この季節柄畑には何も植わっていませんでしたが、わずかな雑草はありましたが耕したあとだなどということはわかりました。春から前面にナスを植えていくということで伺っております。特に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件を御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借しょうたいしゃくの設定の申出があり、10月の農業委員会で承認され、現在まで農業会議が中間保有していた農地になります。

この度、利用権設定の申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画の案の作成の依頼がございました。

利用権の設定を受ける者	住所	氏名
利用権の設定する者	住所	氏名
利用権を設定する土地	住所	畑 面積

新規の利用権設定で、設定する権利は使用貸借しょうたいしゃくけん権。

契約期間は2023年4月1日から2027年10月31日までの4年7月間。

続いて、(議案第5号別紙1)を御覧ください。

こちらは、農業会議より提供のあった利用配分計画の同意書となります。

裏面以降は、共通事項や借り人の経営状況が記載されております。

また、今回の借り人の さんは、4月より新規就農者として営農を開始する予定でそれに先立ち、今回農地を借りる計画となりました。

次に、(議案第5号別紙2)をご覧ください。

配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律の第18条第4項の各要件が満たされていることが求められます。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、本計画は、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合すると考えております。

続いて第2号「公表されている者であること。」でございますが、権利の設定を受ける者は、東京都農業会議の農地中間管理事業のホームページ上で、農用地等借受希

事務局

望者一覧で公表されていますので、該当すると考えております。

続いて第3号のイ「農用地の全てを効率的に利用し、事業を行うと認められること」でございますが、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当すると考えております。

続いて第3号のロ「農作業に常時従事すると認められること」でございますが、農作業を行う必要がある日数、年間150日以上、従事すると見込まれますので、該当すると考えております。

続いて、第4号のイとロにつきましては、該当いたしません。

最後に第5号「同意が得られていること」でございますが、利用配分計画案を確認いただき、同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって各号と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、現地に置いては露地野菜を栽培する予定となっております。

現地調査につきましては、2月15日に川鍋委員さんで行いまして、本計画で支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

事務局の報告通りです。

2月15日日本人立会いの下、現地調査を行いました。

新規就農ということと有機無農薬で栽培をする。向かって右側の方に隣接する畑がありまして有機無農薬の場合、雑草などの心配がありましたので本人にお聞きしたところ、隣の地主さんとお話出来まして両方で

委員

約1メートルくらいの幅をとって作業を行うということで話をさせてもらっていますという話を伺いました。特に問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案第6号をご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議していた

事務局

できればと思います。

それでは御説明いたします。

お配りしております議案6号別紙1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

次に1ページおめくりください。

こちらは写真撮影方向図および次のページが現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭として利用をされておりました。

さらにおめくりいただくと、1995年当時の住宅地図となっております。この住宅地図の時点で、畑ではない形のもので記載されております。さらに平成13年の航空写真もございますが、こちらは非常に該当地が小さく撮影されているため割愛させていただきました。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、2月15日に川鍋委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

事務局の説明の通りです。

写真を見た通りですのでよろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、1件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、17件で3ページおよび4ページに記載されたとおりです。

次に「耕作証明書について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

質疑1 鈴木委員

議席番号13番 鈴木です。

議案の3ページ整理番号3番については柵の上に太陽光発電のセットも話なのですが、そうした場合に利用権説明はいらないのでしょうか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

彩の柵さんの方で設置するのではなくて業者さんが設置したしたを利用させてもらうということです。

事務局

支柱を建てる部分は農地として使わないので、一時転用許可という形でソーラーパネル設置する場合には許可が必要なのですが、その許可申請一式はいただいていて東京都との案件なので、今、東京都と調整中です。そこの支柱の部分の許可申請と、区分地条件といって農地の上の部分の設定の方は、次月が次次月くらいで議案として出てくる形になるかと思えます。まずは耕作権、まだこの土地に柵さん何も権利がないので、まずは耕作する権利を今回設定させていただいてという形になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時15分から開会いたします。